

第3回延岡市農業委員会会議録

(令和5年9月28日)

1. 開催日時 令和5年9月28日(金) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4	片伯部 芳徳	5	菊池 光雄	6	
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5		6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19		20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22		23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 8 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 9 号 農用地利用集積計画の決定について(所有権)
 議案 第 10 号 農地法第4条の許可申請について
 議案 第 11 号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 12 号 非農地証明願について

- 報告 第 8 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 9 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 10 号 農地法第 18 条第6項の通知について
 報告 第 11 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 6 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻 里 子
農地係 主 査	甲 斐 正 紀	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主事補	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

事務局	<p>議案書の修正をお願いします。議案書の2ページ、議案第8号 農地法第3条、所有権の移転、整理番号3番、佐野町2328番 地目は田の505㎡の一筆につきましては、総会直前に他の売却先が見つかったとの事で申請取下げがありましたので削除願います。これに伴い下の合計欄を、田9筆 6,341㎡、計10筆 6,630㎡ に修正をお願い致します。</p> <p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p>
会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第3回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号4番 片伯部委員と委員番号17番 甲斐亜季委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第8号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第12号 非農地証明願いについてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件1件となっています。</p> <p>なお、今回から、農地利用最適化推進委員の活動報告をしていただきますので、黒田啓睦推進委員と、田口誠推進委員には、後ほど準備をお願いします。</p> <p>また、農地中間管理事業等の研修として、宮崎県農業振興公社の方から、ご説明を頂く予定となっております。</p> <p>それでは、議案第8号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。なお、整理番号6番については、松田宗史委員と関連がございますので、退席後の審議となります。</p> <p>整理番号1番について、委員番号3番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号3番 花畑です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町川水流、畑1筆で289㎡です。譲渡人、譲受人共に北方町川水流在住の方です。譲受人の状況は652㎡です。労力人は2人です。</p> <p>9月22日、甲斐一太郎推進委員、私、譲受人夫婦の4人で現地調査を致しました。譲受人は高齢ですが、息子さんが近くにおられますので、問題は無いと思っております。この農地は譲受人の自宅の裏の方の畑で、以前からこの土地を借りて農業をされておりました。今回は所有権移転の申請となりましたが、何ら問題は無いと思っております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号4番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p>
片伯部委員	<p>4番 片伯部です。整理番号2番について説明致します。出北の田1筆、長浜町の田2筆で面積はいずれも1,011㎡で、合計面積は3,033㎡です。譲渡人、譲受人共に出北在住の方です。この2人は同級生ということでした。譲受人の経営状況は1,853㎡です。理由は経</p>

議 長	<p>管規模拡大です。</p> <p>9月24日、私、横山推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。申請地は医師会病院の近くの田です。現在も営農集団の方が3枚とも耕作されており、草も生えていないきれいな田でした。隣に迷惑かけないようにということで排水、用水を見て回りましたが、何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号12番 遠田祐星委員より説明をお願いします。</p>
遠 田 委 員	<p>委員番号12番 遠田です。整理番号3番について説明致します。所在は佐野町、田1筆で452㎡です。譲渡人は佐野町在住、譲受人は桜ヶ丘在住の方です。理由は贈与です。</p> <p>9月25日、私と松田純二推進委員、譲渡人、譲受人の4人で現地調査を致しました。譲渡人、譲受人は弟と姉の関係で、申請地は実家の目の前という位置でした。以前は田として使用していましたが、現在は水の問題で畑として使用しているということでした。今回は贈与ということで名義を変更しますが、今後も姉弟で畑として管理していくということでした。労力として問題ないという判断を致しました。地域との調和要件も問題ありませんでした。皆様のご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号4番について、委員番号13番 高橋利喜哉委員より説明をお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号13番 高橋です。整理番号4番について説明致します。所在は片田町、田2筆で986㎡です。譲渡人、譲受人共に片田町在住の方です。周辺は1反の田なのですが、ここだけが2筆に分かれております。沖田ほ場整備の区画整理の中に入っている土地で、将来を見越しての交換ということで話がまとまったようです。用水関係の問題は無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号5番について、委員番号15番 牧野博文委員より説明をお願いします。</p>
牧 野 委 員	<p>委員番号15番 牧野です。整理番号5番について説明致します。所在は小野町、田1筆で1,018㎡です。譲渡人、譲受人共に片田町在住の方です。</p> <p>9月23日、私と甲斐秀雄推進委員、譲受人の3人で現地視察を致しました。整理番号4番と整理番号5番で交換となります。整理番号4番、5番の交換をすることにより、それぞれの土地が全て第一地区、第二地区にまとまるということです。4番5番の申請地は共に片田町で広く耕作している方が水田として活用していて何ら問題ありません。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でござい</p>

議 長	<p>ます。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、矢野委員。</p>
矢 野 委 員	<p>委員番号 19 番の矢野です。整理番号1番や3番のように譲受人が譲り受けた後の合計の耕作面積が3反に満たなくても所有権が移転できるようになったのは今年の4月からだと思いますが、こういう申請が増えているのは農業委員会や他の機関の周知が進んできているからなのでしょう。それとも以前からこういう相談はあったけれども、要件を満たさないからできませんということだったのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>以前から三反未満の名義変更のご相談はかなりきておりました。そういう方にご案内しております。周知はホームページ等でしております。今後もそういう通知をしていきたいと考えております。法改正の直後に JA だよりも記事として載せています。</p>
矢 野 委 員	<p>以前相談があった方に連絡しなくてはいいのかなと思いましたが、そのようにして頂いているならそれで大丈夫と思いました。有難うございます。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 では松田宗史委員は退席をお願いします。</p> <p>(松田宗史委員が退席)</p>
議 長	<p>次に、整理番号6番について、委員番号 12 番 遠田祐星委員より説明をお願い致します。</p>
遠 田 委 員	<p>委員番号 12 番 遠田です。整理番号6番についてご説明いたします。所在は祝子町、田2筆で面積は852㎡です。譲渡人、譲受人共に祝子町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>9月24日、私、松田(純)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。1つは譲受人の農地の隣で今後2筆をつなげて畑作に切り替えて管理していくということでした。もう一方の農地は周辺に譲受人の田があり、今後は交換等を繰り返しながら農地の拡大を図っていくということでした。地域との調和要件も問題無いと判断致しました。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>

事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、遠田委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 松田宗史委員の入室をお願いします。 (松田宗史委員が入室)
議長	続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。 それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。 この案件は、公益社団法人宮崎県農業振興公社が行っております、農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転となります。 議案書に記載のとおり、公社がいったん出し手から農地を買い入れて、その3カ月以内に受け手に売り渡す形となります。 公社を間にはさんでの所有権移転となりますので、整理番号1番、2番と分かれておりますが、同じ農地についての所有権移転となります。 農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は行勝町の田、1筆、915㎡の所有権移転となっております。譲受人は行勝町で水稻を中心に農業経営をされており、人・農地プランにおいても中心経営体となっている方です。今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。 計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。 以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 はい、松田宗史委員。
松田(宗)委員	委員番号18番 松田です。教えて頂きたいのですが、農業振興公社を間に入れずに相

事務局	<p>対で取引してもいいと思うのですが、振興公社を間に入れることでの利点があるのですか。</p> <p>利点としましては所有権の移転登記の際の手数料の全額を公社が負担します。また譲渡所得の特別控除を受けることができます。この2点がメリットとして挙げられます。以上です。</p>
議長	他に何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
高橋委員	<p>続きまして、議案第10号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号13番 高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号13番 高橋です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は片田町、田1筆で258㎡です。申請人は片田町在住の方で、理由は一般住宅の建築で、追認申請です。</p>
議長	<p>9月22日、私、山内推進委員、事務局2名、県から1名で現地調査を致しました。平成14年に建てられたそうで、ブロック塀があり、その横に倉庫があつて農業用機械が収められていました。隣に沖田用水があるのですが、水路、道路を見たところ何ら問題はありませんでした。みなさまのご審議をよろしくお願い致します。</p>
事務局	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
議長	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
委員	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
議長	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>

佐藤（隆） 推進委員	<p>推進委員の佐藤です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は大貫町、畑1筆で139㎡です。譲渡人は大貫町在住の方、譲受人は老人福祉介護事業を営んでいる法人です。老人介護施設の増築に伴い駐車スペースが不足するため申請地を駐車場として使用するための申請です。</p>
議 長	<p>9月22日、私、甲斐会長、事務局の職員2名、県担当者1名、法人代表者1名で現地調査を致しました。隣接地との境界も明確であり、周辺の農地への影響も無く、特に問題無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号13番 高橋です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は片田町、田1筆で46㎡です。一般住宅建築の追認申請です。譲渡人は兵庫県在住の方、譲受人は片田町在住の方です。申請地は先ほど説明しました議案第10号の4条許可申請の申請地と隣接しており、譲受人は4条許可の申請人と同じ方です。昭和46年頃に申請地にお兄さんが家を建てたそうです。隣は田ですが何ら問題は無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、既存施設の拡張(1/2以下)に該当し、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましても、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に一般住宅及び宅地の一部として転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>

	<p>続きまして、議案第12号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号1番について、委員番号18番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>
松田(宗)委員	<p>委員番号18番 松田です。整理番号1番について説明致します。所在は舞野町、田2筆で869㎡です。申請人は舞野町在住の方で、申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>9月21日、私、松田成歳推進委員、酒井渡推進委員、申請人の4人で現地調査を致しました。1つ目の農地は梅の木等植えられており、イノシシとシカの巣のようになっており、とても田に戻せるような状況ではありませんでした。昔、迫田でいつも湿っていたところらしいのですが、舞野の集会所を建てるときに残土で埋めてから畑にしたそうです。</p> <p>もう一方の申請地は写真にあるように竹藪になっています。隣は田の形跡が少し残っていますが、とても田に再生できる状態ではありません。ここもイノシシとシカの巣になっていました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、花畑委員。</p>
花 畑 委 員	<p>委員番号3番 花畑です。ここを非農地にすること自体は問題ないと思いますが、どちらも宅地につながっているので、非農地にした後で転用される心配はないでしょうか。そうであれば申請は非農地でなくて転用で出すべきではないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>お答えします。一つ目の申請地は多目的研修センターを作った時に残土で埋め上げてしまって水路がない状況です。山林に戻して杉を植えたいという地権者のご意向です。ここは宅地への転用は考えられません。</p> <p>2つ目の申請地は行藤川の橋のたもとにあります。川が増水すると橋の欄干に水が当たり、その水が全て申請地の田に入るそうです。耕作できないということで竹藪の状態です。ここも宅地転用は考えられません。以上です。</p>
花 畑 委 員	<p>山林にするなら山林への転用でいいのではないですか。</p>
事 務 局	<p>具体的な計画はまだなくて、将来的にはということです。ということで今回は非農地証明願いとなりました。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>

事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第8号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、2件の届出があり、畑が2筆の704㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第9号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、5件の届出があり、田が5筆の1,303㎡、畑が1筆の697㎡、計6筆の2,000㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第10号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書に記載しております4件の届出があり、田が7筆の5,759㎡、畑が4筆の3,273㎡、計11筆の9,032㎡の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第11号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書をご覧ください。今回12件の届出があり、田が54筆の29,980㎡、畑が43筆の15,429㎡、計97筆の45,409㎡となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p>
事務局	<p>次に協議第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p> <p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。まず、整理番号1番、2番が行簾地区、次に、整理番号3番から80番までが沖田第2地区、次に、整理番号81番から97番までが個別案件での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、表下にあるとおり23人の出し手から97筆、75,822㎡の農地を個人11人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、その他となっておりますが、今総会より、農地利用最適化推進委員の皆様から、担当地区の活動報告を順にさせていただくことになりました。</p> <p>先ずは、黒田啓睦推進委員からお願いします。</p>

黒田（啓） 推進委員	<p>はい、資料については用意しておりませんので、すべて口頭でご報告いたしたいと思いをします。</p> <p>第6地区ですが、佐藤純子委員とコンビを組んでやってきています。この地区の概要を説明しますと、五ヶ瀬川と祝子川に挟まれた地域で、最も東側が昭和町3丁目、西側が住宅街を挟んで岡富山の北側の柚木、宇和田、南側の松山、小峰という地区になります。ざっくり申し上げると、東側が市街化区域、西側が農振地域という地区になります。地区内の生産組合数は、少しずつ減少してきており、現在は10組合という状況になります。</p> <p>この地区における最適化活動の状況ですが、まず農地利用の集積・集約ということについては、年々高まっていると思います。高齢化が理由で、農地の維持管理が困難になってきているのはどこも同じだと思いますが、それについて、後継者を慌てて探す方も結構おられます。その中で、その依頼が都度発生していますが、この地区も、農地面積が狭くて、大規模な農地がないことから、なかなかマッチングできないことが多いと感じています。また、相対での小作についてもまだあり、そういう方については貸借の切り換えの時に、農地バンクの利用を積極的に進めております。</p> <p>次に遊休農地についてですが、この地区は水上がりが常態化しており湿田、それから獣害が相当ひどい農地があり、それに対して収益作物などの改善策がなかなか無いことから、そのような地区がまとまって遊休農地となって、増加の一途をたどっている現状にあります。</p> <p>それから新規参入についてですが、この地区については、10年間で4～5件のペースではないかと思っています。定着している方については、産直市場などに積極的に出荷しているようです。</p> <p>肝心の地域計画ではありますが、この地区については、現在取り組んでいる集落はありませんし、これまでもなかったと思います。また、実際生産組合長に聞いても、それに組みたいという声も今のところ上がっておりません。ただ、長く推進委員等をやっておりますので、日々の推進委員等の活動の中で、目星をつけている地区もあり、今後はそのようなところをやっていきたいと思っています。</p> <p>次に最適化活動について2つほど意見があります。一つは、集落の単位についてです。地域計画のコード表における集落は、本来農林業センサスの中に全国農業集落一覧の集落名というのがあり、我々の担当区域の地区名とは違っているので、特に地域計画の工程表については、できたらそちらに合わせて整理したらどうかと思っています。その上で、今後、地域計画に取りかかる集落単位を地域の実情に合わせて指示していただけたらありがたいと思っています。</p> <p>それからもう一点ですが、今後の地域計画の策定に向けて、我々のような市街化区域については、協議の対象外とするということで、問題はないと思っておりますが、農業委員会としても、その辺を明確にしてもらいたいと思っています。</p> <p>次に、現在やっています利用状況調査ですが、これは法的にはすべての農地が対象ということだが、実際には農業振興地域以外は調査していないという状況でありますので、これについても、はっきり申し合わせて対象農地を決めてほしいということです。</p> <p>以上簡単ですけども、第6地区の最適化活動の報告といたします。</p>
議長	<p>続きまして、田口誠推進委員から報告をお願いいたします。</p>
田口 推進委員	<p>第17地区の田口です。私の地区は、旧北方町の上鹿川、下鹿川、菅原、美々地、権畑、八峡、三ヶ村となっており、中山間地地域となっております。</p> <p>国の中山間地域等直接支払制度を活用しながら、何とか今の状態で、各地区の農家の方たちが耕作を続けているというような状況です。</p> <p>農地の集積については、平野部の田んぼとは全く違い、田んぼが山のあちこちに点在しているという状況でありますので、例えば隣の田んぼと替えるとか、そういう状況はもうほとんど不可能な状態です。その中で、この集積集約については、私たちの活動の中では非常に</p>

苦慮している部分であります。

私は3期目になりますが、人・農地プラン、いわゆる現在の地域計画を策定しているのは、下鹿川の1地区だけです。その他の地区の方たちに話をするんですけどもなかなか進まない状況にあります。最近になって、2年間のうちに地域計画を策定しなければならぬという話をしていますが、何とかせんといかんねという声が、最近あちこちで聞かれ始めたので、ちょっとした弾みになるのかなという気持ちはしております。

次に、中山間地域にあって一番問題になるのは耕作放棄地ですが、やっぱり年々、増えつつあるという傾向はもう否めません。私が住んでいる美々地で今年30アールの耕作放棄地が発生しました。隣の田んぼの方に耕作しないかということで相談をしたんですけども、いい返事がもらえませんでした。地域の人たちに声をかけたんですが、私が作ろうという方々は現れておりません。

この30アールの田んぼは、5年間ぐらい前から営業集団が荒起から田植、稲刈まで全て行って守ってきたんですけども、今年は親族と協議をした結果、やればやるほど赤字だということで、今年からもう諦めたという状況です。

この30アールが耕作放棄地になった一つの原因としては、やっぱり中山間地域の用水の問題が一番と考えています。

最近は大雨が降るので、私たちが子供の頃とは全然違っている。川はもう1メートルほど河床が下がって、山腹の水路が使えない。そのようなところがいっぱいあります。例えば延岡市内だったら、用水で何月何日に流しますよということで計画的にできると思うんですけども、中山間地域の場合は、雨待ちで、山腹の用水路がないところは、5月6月ぐらいに大雨が降らないと、田植えができない。だから何月何日に流しますよという約束は絶対できません。この30アールについても、用水が確保されていれば、すぐに作る人は見つかると思うんですけども。。

大雨や台風になると、黒いビニールホースで田んぼに水を引いているんですけど、ホースが流されたたり、折れ曲がったり、ごみが詰まったりで、田んぼになかなか水がこない状況です。危険を冒して川に入って、用水を確保しようとしている地区もあります。私の隣の人は85歳ですが、川に行くときは四つんばいになって行っているような状況です。やはり、この水の管理が大変で、もう今年までかなというような声があっていますね。

それで、中山間地域の耕作放棄地をなくすには、用水の確保を何とかできないものかと思っています。危険を冒してまで川に行かないで、川のふちに何かタンク等を作っていたら、そこから取水すれば、安全が確保されるのではないかと考えています。そのことを今後自力でやるのか、或いは補助事業でやるのか、その辺を考えないといけないと感じています。

本当に私たちが子供のころの川とは全く違うんです。川の中に杉の大木があるんです。何でこんな川の中に杉があるのかと思ったら、昔は山だったですね。土が流されて、川の中に杉の木が立っているような状況になっているのです。

ですから、私は用水の確保については、例えば、住宅を解体するときに風呂おけとか出ますよね。例えば市営住宅を解体するときに、そのようなものを農家に提供して、そして田んぼの周りや川の周辺にそのようなものを設置するなど何らかの対策ができないかと思っています。

また、先ほどの議案で農業振興公社が入っている案件がありましたが、登記料は公社が負担するということでしたが、中山間地域については、全く蚊帳の外なんです。これを全域でやっていただくとよいと思うんですが、私たちのような山の中の田んぼは振興公社が対応してもらえないので、不公平感があると思っています。その中で、農地を守っていきましようと言われても中山間地域の人たちにとっては本当にハンディがあると思います。

それから、地域計画ですが、集会等で説明するんですけど、皆さん高齢で耳が遠くて何を話しているかさっぱりわからん状態だと思います。うなずいてはいるんですけど、実際のところ話していることは理解していないと思います。地域計画とは何ぞやとか、中学生が読んで

	<p>も理解できるようなチラシみたいなものを作ってください、農家全戸に配布して、予備知識を持った上で、会議に入っていかなないと、いきなり地域計画と言っても全く理解していません。先月、地域計画のカラー刷りのチラシを2枚ぐらいいただきましたが、あのチラシを区長さんに送っていただくとういことかと思ひます。毎月いろいろな広報と一緒にチラシが入ってきますんで、その中に入れてもらったらよいのではないかと思ひます。そうでないと、市役所の人たちが来て説明会をしても、ほとんど理解できていないと思ひます。</p> <p>それから利用状況調査は黒田委員も言っていました、同じところばかりで、もう3年、6年ぐらい同じところばかりやっているんすね。2、3年で見直して、新たなどころを見ていかなないと意味がないような気がします。その辺をちよつと検討していただきたいと思ひます。以上です。</p>
事務局	<p>地域計画のチラシに関しましては、広報に入れるかどうかはまたちよつと検討させてもらって周知させていきたいです。</p>
安藤委員	<p>どうもありがとうございました。いろいろな貴重なご意見を述べられたんですが、事務局にお願いしたいと思ひます。今発言した内容をどのように記録していくのか、今後これをどのように活かしていくかと、そのことについてお聞かせ願ひたいと思ひます。</p>
事務局	<p>報告していただいた方に内容を確認していただいて議事録としても残していきたいと思ひます。そして、それをまとめて1年、或いはある段階で、皆さんにお示しをしていきたいと思ひます。</p>
安藤委員	<p>聞いた時は覚えているんですけど、あの時は何を言ったかなと思ひることが多いものですからね。後で、あの委員は何を言ったかなとか、再度聞きたいなという時に、見られるような形を取ってほしい。貴重な発言が残るようにしてほしい。</p>
会長	<p>ただいま2名の方から活動報告していただきました。地域の現状や苦勞、要望とかをいろいろ言っていただきました。皆さんから意見をお伺いしようかなと思ひますが、何かありませんでしょうか。</p>
佐藤(純)委員	<p>質問ではないんですが、田口推進委員の中山間地域の苦勞がわかりました。今までは全然そういうことはわからなくて、用水の確保って大変なんだとか、雨の中、田んぼに行ったりして、苦勞していることがわかり、何かすごくよかったですと思ひます。ありがとうございました。</p>
会長	<p>今日の方々の報告につきましては、また事務局の方でそれなりにまとめて議事録として残すように願ひします。その他何かありませんか。</p> <p>はい、横山推進委員。</p>
横山推進委員	<p>はい、第11地区の横山です。事務局に願ひしたいのですが、私は週1回は農地パトロールを行っていますが、今、浜砂地区で水道管の切り換えが行われており、その中で水道工事する業者の残土の処理について、行政と水道局と農業委員会が、うまくマッチングしているのかということを確認したいと思ひます。</p> <p>というのが、今まで10年来、耕作放棄地だったところに、工事の残土を持ち込んでいたことがありました。業者の最初の話では、地主から田んぼが低いので畑にしたいということで、地主からの要望があつて、(土を)入れているとの返事があつた。</p> <p>それは農業委員会にちゃんと書類を出しているかと、業者に聞いたんですけども、そういうのが必要なんですかと言われた。私が「そちらは指定業者でしょうか。」と言った次第です。水道局には残土をどのようにして処理するという書類を出していると思ひんですけども、</p>

	<p>実際は地主が畑にしてくれということであちよつと入れているぐらいの感覚なんですよ。</p> <p>ですから水道局はちゃんと現場に来て、どのように残土の処理をされているかとか、また農業委員会と情報交換をするなり、現地確認をすべきと思う。</p> <p>本当に畑をするのであれば、表土を一旦上げて、敷き直して、畑にするというのが通常の処理だと思うんです。</p> <p>そのような工事管理の仕方というのは、水道局なり、また農業委員会が、どのように考えているかお聞かせいただきたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>横山委員から指摘のありました件についてはすぐに対応しまして、現地の確認と、水道局の方で発注しているという話を聞きましたので、担当課に注意しておきました。</p> <p>おっしゃるとおり、契約をする際に、残土はここに持っていくというような施工計画を出させるとのことでしたが、そうしても書類上の確認だけになってしまうとのことでした。ただ、それを無視する業者が多いということです。9月だけで3件そのような案件が出てきて、すべて撤去させた。</p> <p>皆さんにお願いですが、そのような案件を早く見つけていただきたい。やった後に業者がいなくなつてからはわからないんですよ。ですから、やっている最中に行つて指導しないと、業者がいなくなつてからはどうしようもない。それを農家に言つても、農家も知らないですわね。</p> <p>ですから、できるだけ早く見つけてもらつて、業者を特定して、撤去させる。そうしないと、それが既成事実となつて、ずーっとそうなるので、皆さんも目を光らせてもらいたい。</p> <p>そもそも、業者が知らない訳がないんですよ。指名業者が、農地に残土をおいたらダメだということを知らない訳がないです。知らない訳がないのに、知らなかったと言い訳をして、ここは(残土も持ち込んで)良いかと思つたとか、耕作放棄地になっているから良いと思つていたとか、土地所有者からいいって言われたとか、言葉巧みに言い訳をします。知らなかったという、しらを切ります。</p> <p>ですから、皆さんからの情報をいち早く上げてもらうことが大事なのでよろしくお願ひします。</p>
<p>横 山 推 進 委 員</p>	<p>ありがとうございます。先ほども言ったように水道局に、例えば申請があつた段階で、どの農地に持つていくという情報を農業委員会に伝えてもらえるようなことはできないでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在ご存知の通り水道管は、経年劣化で劣化が進んでいるので、地区を限定して一斉に発注をかけている状況です。土木課なんかも道路の改良事業とかで発注をかけており、その一時残土置き場などで申請が上がってくる。土木課などは、農地に残土を置く場合は、確実に農業委員会に了解を取るよう確認は取っています。そういった形でうまく連携取りながらやっていきたいと思つています。</p> <p>今回の場合は、そもそも山に置くという計画を、近くの農家さんが言われたから置いたという虚偽の書類を提出しています。悪意のある書類を出されるともうしょうがないので、最後の砦として皆さんに目を光らせていただくことが大事かなと思つております。</p>
<p>松田(宗)委員</p>	<p>業者は工事する前に施工計画書を提出しますよね。その時に残土処分を書いていますから。残土処理の部分だけについては、必ず農業委員会に提出するような条例でも作ったほうがわかりやすいと思うんですけどね。</p> <p>パトロールして後で見つけるのではなくて、残土処理する前に、農業委員会にわかるようなシステムに変えた方がよいと思うんですよ。そうすると各地区の農業委員がそれを見てチェックに行けますから。</p>

事務局	<p>条例案件かどうかは置いといて、土木課の道路補修工事だけでもかなりの件数があって、それが全部農地に残土処理されているかと言われるとそんなことないんですが、その中で数件がこのような案件になっている。今年の前半はなかったんですけど、8月、9月になって発注が進んでくると業者が残土置き場に困ってこのようなことになる。担当部局には念押しをしている。きちんとした処理を行わないと指名業者を外れますから、それが抑止力になると思います。</p>
松原 推進委員	<p>北浦町の私の担当地区では、高齢者がほとんどで、この間イノシシが入ってきたということで見回りに行く日々になっている。農業委員会では一種農地とかを守るべき農地を決めているが、守るべき農地と決めておきながら、そこにワイヤーメッシュを張ってくれと言っても、耕作していないと張れませんと言われる。</p> <p>鶏が先か卵が先かという話になるが、守るべき農地と決めたんだったら、きちんと予算を組んでワイヤーメッシュや電気柵を張らないと農業者も安心して作業ができない。イノシシに入られると、俺はもう(農業)やめると言われます。それがとても悲しい。きちんと、保全する農地を獣害から守るという対策を取れば、続けてもらえる方もいると思うんですけどね。</p> <p>今の農政は、耕作していないと対策をしませんという感じがする。これは新規就農者も同じですが、若者を引っ張ってきて、ここやってくれっていうことでやっても、獣害対策が間に合っていないので、イノシシから入られ、シカから食べられる状況が続いている。</p> <p>そうじゃなくて、やっぱりきちんと守るべき農地を守って、新規就農者、或いは農業者が続けられるようにするのが本来の形だと思うので、そのように農政を変えていただくように、農業委員として提案できないでしょうか。よろしくご検討ください。</p>
事務局	<p>ワイヤーメッシュや電気柵については林務課の有害鳥獣対策協議会が所管していますが、結局、耕作してないところに(ワイヤーメッシュや電気柵を)張る意味があるかということです。耕作放棄地で藪になっているところにワイヤーメッシュを張って、効果があるんですかって話です。要するに、せめて保全管理の状態ぐらいにしているような農地にして下さいねということです。耕作放棄地に公金、いわゆる税金を投入して電気柵、ワイヤーメッシュを張る意味がないということです。なので、その程度までの管理はして下さいねということです。そうであれば補助の対象になります。</p> <p>また、集落を囲うレベルのものは国庫事業になりますし、自分のちょっと離れたところの一筆だけを囲うものは、市の単独事業で検討していますが、担当部署があるので、予算の範囲もあるので林務課に相談していただければと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 何かご質問等はありませんか。</p> <p>大変有意義な報告を頂きました。他の推進委員さんも今後の推進活動に活かして頂けたらと考えます。</p> <p>また、来月以降も活動報告を続けて行きますのでよろしくお願いいたします</p> <p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。 (事務局より説明)</p>
議長	<p>以上を持ちまして第3回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

4番 片伯部芳徳

17番 甲斐西季